

令和 2 年 1 0 月

第 5 回

会 議 議 事 録

議 長 松澤 正久

署名委員 山岡 孝

署名委員 早船 輝明

川 口 市 農 業 委 員 会 事 務 局						
会長	会長職務代理者	事務局長	事務局次長	農地係長	主任	係
令和 2 年 1 0 月 2 8 日 供覧の上、公開してよいか伺います。			合 議			
			農政課長	農政係長	農業振興係長	農業委員会事務局 主任

第5回川口市農業委員会会議議事録

1 川口市農業委員会告示第7号

下記について付議するため、10月28日（水）午前10時00分、市役所第一本庁舎5階503・504中会議室に、第5回川口市農業委員会会議を招集する。

川口市農業委員会
会長 松澤正久

記

第1号議案	農地法第5条の規定による許可申請について
第2号議案	租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者の認定について
第3号議案	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
第4号議案	都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定による事業計画の決定について
第5号議案	都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について

2 出席農業委員

会長 松澤 正久	会長職務代理者 山岡 孝	1番 中田 晋一	2番 山崎 豊
3番 茅野 和廣	5番 中村 浩幸	7番 早船 輝明	8番 加藤 吉江
10番 中山 正二			

3 出席委員の調整

新型コロナウイルス感染症拡大のリスク軽減を図るため、議長は、出席委員の調整を行い、4番伊藤 勝博委員、6番 高山 豊江委員、9番 小櫃 敏文委員を自宅待機とした。

4 出席推進委員

船津 新一 細田 敏雄

5 出席職員

事務局長 渡辺 裕 農地係長 嶋田 健一 書記 松本 愛夢

6 開会

午前10時00分、松澤会長は議長席に着席し、委員の過半数の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

7 議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、会長職務代理者 山岡 孝委員、7番 早船 輝明委員を指名した。

8 農地法第4・5条届出総括表及び報告事項の内容について

- (1) 議長は、届出総括表及び報告事項の内容について事務局に説明を求めた。
- (2) 事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項1から報告事項6について「資料1」により逐次説明し、全員これを了承した。

9 議案の上程

(1) 申請の総括

- 1) 事務局は、申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。

(2) 第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

- 1) 議長は、第1号議案No.1を上程し、事務局に説明を求めた。
- 2) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「No.1は西新井宿の男性から、西新井宿の男性への所有権の移転で、転用目的は住宅兼倉庫でございます。

申請地は、神根支所から南に60mほどの所に位置する1筆、101㎡でございます。

申請地には既に住宅兼倉庫があり、その経緯でございますが、譲受人は、昭和42年に当時の所有者だった譲渡人の母から申請地を売買により取得し、住宅兼倉庫を建築し、その後、昭和48年に当該建物の増改築を行い、現在に至るまで、当該建物を拠点に木材業を営んでおります。

このたび、譲受人が土地の権利関係について調査したところ、申請地の所有権移転登記及び農地転用許可申請の手続きをしていなかったことがわかり、違反状態を解消するため、今回申請に至ったものでございます。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明申し上げます。

まず、農地の区分につきましては、申請地からおおよそ300m以内に神根支所があるため、第3種農地であると判断しております。第3種農地は原則許可の区分となるため、問題ないものと考えます。

次に、資力及び信用についてですが、現状のまま使用するため費用はかからず、また、申請地以外に違反転用等はないため、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者がいる場合、その者の同意を得なければ許可しないことになっていますが、農地基本台帳等を確認しても賃借人等はいませんので該当しないと考えます。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、現状のまま使用することから、該当しません。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、市の開発審査課に問い合わせたところ、当該建物が、建物登記や航空写真等で、都市計画法上の線引き前に建てられていると確認できることから宅地性を証することができる土地であると回答があり、特に支障はないとのことから、該当しないと考えます。

申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、すでに造成済みであることから、該当しません。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、既存住宅を現状のまま使用することから判断すると問題なく、面積は適正であるため該当しないと考えます。

申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は違反状態を解消することが目的であり、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないことになっていますが、現状造成済みで周辺農地に影響を及ぼしておりませんので、該当しません。

申請に係る農地の転用により、地域の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は、許可しないこととなっておりますが、本件により支障が生ずる計画はないため、該当しないと考えます。

以上の調査結果から農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第57条各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。」

3) 議長は地区担当委員に意見を求めた。

4) 地区担当委員は、次のように述べた。

「ただいま事務局から説明があったとおり、申請地は、市立神根保育所のとおりで、都市計画法施行前から建物があったということでございますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。」

5) 議長は第1号議案No.1について諮ったところ、全員異議なく許可相当と決定した。

6) 議長は、第1号議案No.2を上程し、事務局に説明を求めた。

7) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「No.2は西新井宿の男性外3名から、さいたま市の株式会社樹工務店への所有権の移転で、転用目的は資材置場でございます。

申請地は、神根支所から北東に300mほどの所に位置する15筆、計2,944㎡でございます。

譲受人は、平成18年に設立し、関東を中心に建設業を営んでおり、近年、事業の拡大により、資材を置くスペースが不足しているため、現在、置ききれない資材は協力会社の敷地に一時的に置かせてもらっております。

そのため、自社の資材置場を新たに確保する必要があり、資材置場用地を探していたところ、申請地の所有者から了承が得られたため、今回申請に至ったものでございます。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明申し上げます。

まず、農地の区分につきましては、申請地からおおよそ300m以内に神根支所があるため、第3種農地であると判断しております。第3種農地は原則許可の区分となるため、問題ないものと考えます。

次に、資力及び信用についてですが、資材置場の整備は全額自己資金で賄う計画であり、また、過去に違反転用等を行ったことはなく、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者がいる場合、その者の同意を得なければ許可しないことになっておりますが、農地基本台帳等を確認しても賃借人等はいませんので該当しないと考えます。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、現在、資材を置くスペースが不足していることから、許可後は速やかに転用が行われると考えます。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、市の開発審査課、道路維持課及び産業廃棄物対策課に問い合わせたところ、農地転用にあたり支障なしとの回答があったことから、該当しないと考えます。

申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっておりますが、一体として利用する土地はないため、該当しません。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっておりますが、設置する資材の量から判断すると問題なく、面積は適正であるため該当しないと考えます。

申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、本件は資材置場が目的であり、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっておりますが、隣地との境界には擁壁、ブロック塀、単管パイプ柵を設置し、周辺に影響がないよう施工することから、該当しないと考えます。

申請に係る農地の転用により、地域の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は、許可しないこととなっておりますが、本件により支障が生ずる計画はないため、該当しないと考えます。

以上の調査結果から農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第57条各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。」

8) 議長は地区担当委員に意見を求めた。

9) 地区担当委員は、次のように述べた。

「先日申請地を確認いたしました。

申請面積は大きいですが、事務局からの説明のとおり各部局と十分調整を行っているため、問題ないものと考えますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。」

10) 議長は第1号議案No.2について諮ったところ、全員異議なく許可相当と決定した。

11) 議長は、第1号議案No.3を上程し、事務局に説明を求めた。

12) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「No.3は三郷市の女性から、朝日6丁目の株式会社石峰興業への賃貸借の設定で、転用目的は駐車場でございます。

申請地は、赤山歴史自然公園から東に500mほどの所に位置する3筆、計577㎡でございます。

譲受人は、昭和51年に設立し、関東を中心に土木工事業を営んでおります。近年、事業拡大により、現在、使用している駐車場及び資材置場が手狭となり、置ききれない一部の車両や重機は、現場に置いたままにして対応しております。

そのため、新たに駐車スペースを確保する必要があり、近隣で駐車場用地を探していたところ、現在、賃借している駐車場及び資材置場の土地所有者から県道に接する申請地を貸してもらえることになり、今回申請に至ったものでございます。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明申し上げます。

まず農地の区分につきましては、市街化の区域等に近接する農地で、申請地を含めた一団の農地の規模が10ha未満であるため、第2種農地であると判断しております。第2種農地は周辺の他の土地に立地することができない場合等は許可となっておりますが、必要面積等の条件を満たす第3種農地や農地以外の土地がなかったため、問題ないものと考えます。

次に、資力及び信用についてですが、駐車場の整備は全額自己資金で賄う計画であり、また、違反転用等は行っていないため、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者がいる場合、その者の同意を得なければ許可しないことになっていますが、農地基本台帳等を確認しても賃借人等はおらず、申請地の一部に埼玉高速鉄道株式会社の地上権が設定されておりますが、転用についての同意書を得ており、該当しないと考えます。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、現在、駐車スペースが不足していることから、許可後は速やかに転用が行われると考えます。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、市の開発審査課に問い合わせたところ、農地転用にあたり支障なしとの回答があったことから、該当しないと考えます。

申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、一体として利用する土地はないため、該当しません。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、駐車する車両台数から判断すると問題なく、面積は適正であるため該当しないと考えます。

申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は駐車場が目的であり、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっておりますが、隣地との境界にある既存フェンスを活用し、周辺に影響がないよう施工することから、該当しないと考えます。

申請に係る農地の転用により、地域の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は、許可しないこととなっておりますが、本件によ

り支障が生ずる計画はないため、該当しないと考えます。

以上の調査結果から農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第57条各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。」

13) 議長は地区担当委員に意見を求めた。

14) 地区担当委員は、次のように述べた。

「先日、事務局職員とともに山王神社と県道の間に位置する申請地を確認いたしました。

詳細については、事務局の説明のとおりでございますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。」

15) 議長は第1号議案No.3について諮ったところ、全員異議なく許可相当と決定した。

(3) 第2号議案 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者の認定について

1) 議長は、第2号議案No.1を上程し、事務局に説明を求めた。

2) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「No.1の申請人は兼業農家を営んでおり、梅等の植木を栽培しております。

申請地は、新郷東小学校から東に600mほどの所に位置した2筆、計1,768.00㎡であり、申請人の八潮市の自宅から西に5kmほどの所でございます。

申請人は、26歳の頃から16年以上農作業に従事しており、現在の年間従事日数は80日であり、申請地の共有者の叔母の80日と併せて160日でございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。」

3) 議長は地区担当委員に意見を求めた。

4) 地区担当委員は、次のように述べた。

「先日、事務局職員とともに現地を確認いたしました。

申請地は草加市との市境に位置し、梅の木が植えられている畑であることを確認いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。」

茅野委員 「適格者の要素の一つである相続人の確認はどのように行っているのでしょうか。

例えば、適格者証明願の書類提出時に戸籍謄本や遺言書の写し、不動産登記簿謄本の写しなどを添付するのか、あるいは、事前に税務署から相続人である証明等が示されるのか、どのように確認するのかお尋ねいたします。」

事務局 「添付書類として、不動産登記事項証明書を提出してもらっており、相続を原因とした所有権移転がなされているかで相続人であることを確認しています。

また、相続登記がなされていない場合もありますが、その場合は、遺産分割協議書や戸籍謄本の提出を求めて、確認を行っています。」

5) 議長は第2号議案No.1について諮ったところ、全員異議なく認定した。

6) 議長は、第2号議案No.2を上程し、事務局に説明を求めた。

7) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「No.2の申請人は専業農家を営んでおり、ネギ、ヤツガシラ等の野菜とボケ、シャクヤク等の花木を栽培しております。

申請人の自宅は、岸川中学校から東に600mほどの所に位置しており、申請地は自宅に隣接した4筆、計2,299.60㎡でございます。

申請人は、35歳の頃から会社に勤めながら、20年ほど農作業に従事しており、父親が高齢となったことから、事業を引き継ぐため、2年前に退社いたしました。現在の年間従事日数は300日で、申請人以外に世帯内従事者はおりません。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。」

8) 議長は地区担当委員に意見を求めた。

9) 地区担当委員は、次のように述べた。

「先日、事務局職員と現地を確認いたしました。

申請人にお話を伺い、農業に対する意欲が見られましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。」

10) 議長は第2号議案No.2について諮ったところ、全員異議なく認定した。

11) 議長は次の議案に進む前に、暫時休憩とし、新型コロナウイルス感染症拡大のリスク軽減を図るため、10分間の換気を行うことを告げた。

12) 議長は会議の再開を告げた。

(4) 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

1) 議長は、第3号議案を上程し、事務局に説明を求めた。

2) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「本件は源左衛門新田の男性から、差間3丁目の男性への利用権設定ということで川口市より農用地利用集積計画案の審議の依頼がございました。

申請地は、川口自然公園から北西に300mほどの所に位置する市街化調整区域内の農地で、2筆、計1,262㎡でございます。

借受人の世帯では、申請地に近接する農地を所有し耕作しており、このたび、農地を集約し、効率的な農業を行うため、近隣の農地を探していたところ土地所有者から了承が得られたため、今回申請に至ったものでございます。

それでは本件について、審査基準に適合するか否か事務局で調査した結果をご説明申し上げます。

まず、借受人世帯の農業従事状況といたしましては、借受人とその父の計2人とパート雇で、世帯の従事日数は年間で延べ700日でございます。耕作状況は市内外にある8,649㎡の農地を全て耕作しており、シバザクラやヤブランなどのポット苗を栽培しております。

また、申請地に利用権設定の妨げとなる権利者等は存在しませんでした。

以上、従事状況や耕作状況の調査結果から、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の設定要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。」

3) 議長は地区担当委員に意見を求めた。

4) 地区担当委員は、次のように述べた。

「先日、事務局職員と一緒に現地を確認いたしました。

ただいまの事務局の説明のとおりですのでご審議のほどよろしく願いいたします。」

茅野委員 「農地を貸借する場合には、農地法第3条の許可もありますが、農業経営基盤強化促進法第18条第1項との違いについて、お尋ねいたします。

また、賃貸借契約期間の定め方に一定の要件はあるのでしょうか。」

事務局 「農地法第3条により行う賃貸借の場合は、契約期限が到来しても両者による解約の合意がない限り、原則解約されませんが、農業経営基盤強化促進法により設定された利用権であれば、期間が満了すれば貸し手は賃貸していた農地を自動的に返還してもらえるほか、農地法上の農地の権利取得における下限面積要件、本市であれば30アールという面積要件の適用がありません。

また、賃貸借契約期間の要件についてですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の規定にあたる本市の基本構想である農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想において、存続期間は3年から10年と定められております。

なお、当該基本構想は市が定めたものでございます。」

5) 議長は第3号議案について諮ったところ、全員異議なく決定した。

(5) 第4号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定による事業計画の決定について

1) 議長は、第4号議案を上程し、事務局に説明を求めた。

2) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「本件は安行原の男性から、安行原の株式会社吉沢園芸への認定都市農地貸付けということで、川口市より事業計画案の審議の依頼がございました。

申請地は、草加西高校から南西に約250mの所に位置する生産緑地地区の区域内の農地で、7筆、計6,559㎡でございます。

借受人は、土地所有者の子が代表取締役を務める法人で、効率的かつ安定的な農業経営を行い、また、円滑な経営継承のため、今回申請に至ったものでございます。

それでは本件について、審査基準に適合するか否か事務局で調査した結果をご説明申し上げます。

まず、提出された事業計画が都市農業の有する機能の発揮に特に資する基準に適合した耕作の事業かどうか、につきましては、借受人の代表が生産するシクラメンは、川口の気候と風土に適しており、消費者や流通関係者から高い評価を受けているとして、川口農業ブランドに優良認定されていることなどから、適合すると考えられます。

借受人の代表者は 15 年以上農業に従事しており、農業従事計画といたしましては、申請地を借受け、常時従事する代表者、その妻、正規雇用者 5 人の計 7 人とパート雇用者とで、シクラメンのビニールハウス栽培をすることとであり、周辺の農業に支障を生ずるおそれはありません。

次に、賃貸借契約書には、計画どおり耕作していない場合の解除条件が付されており、申請地に賃借権設定の妨げとなる権利者等は存在しませんでした。

また、地域農業の維持発展に貢献するため組合に加入することとあります。

以上、従事計画や調査結果から、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項各号及び都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則第 3 条各号の認定要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。」

3) 議長は地区担当委員に意見を求めた。

4) 地区担当委員は、次のように述べた。

「先日、事務局職員と現地に伺い、広い敷地できれいにシクラメンが栽培されていることを確認いたしました。

事務局の説明のとおりですので、ご審議のほどよろしくお願いたします。」

茅野委員 「賃借権を設定し、契約期間中に企業の倒産、廃業等の事情で企業経営が継続できなくなった場合、当該農地の耕作はどのように取り扱われるのか、お尋ねいたします。

また、賃貸借契約期間の定め方に一定の要件はあるのでしょうか。」

事務局 「申請者が一般企業などの場合については、解除条件付き賃貸借契約の締結が認定の要件となっております。

本件賃貸借契約書に、計画どおり耕作していない場合の解除条件が付されていることを確認しております。

また、賃借人が賃貸借契約の終了とともに原状回復して、農地を返還できない場合は、賃借人が原状回復に要した費用及びその損失に相当する金額を支払うことが契約書に定められております。

さらに、賃借人の責めに帰さない事由により契約を終了させる場合は、賃借人は賃借料の 1 年分相当額を違約金として支払うことが契約書に定められております。

なお、認定事業者につきましては、毎年度利用状況の報告書を市に提出することが義務付けられているほか、市は耕作事業の実施状況について報告徴収、立ち入り検査できると定められております。

賃貸借契約期間につきましては、利用権設定と異なり、要件、制約等は特にありません。」

5) 議長は第 4 号議案について諮ったところ、全員異議なく決定した。

(6) 第 5 号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 11 条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による承認申請について

1) 議長は、第 5 号議案を上程し、事務局に説明を求めた。

2) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「本件は、蕨市の男性から農地を借受け、市民農園を運営している新宿区の株式会社アグリメディアが、既存の市民農園を増設したいということで、特定都市農地貸付けの承認申請がございました。

申請地は、芝南保育所から南西に 350m ほどの所に位置した 4 筆、計 761 m²でございます。

それでは、具体的な内容を説明させていただきます。

本件は、平成 31 年 2 月に開園された市民農園「シェア畑蕨イーストファーム」の増設を目的に申請されたものでございます。

現在の市民農園の利用状況としては、114 区画のうち 109 区画が契約中であり、開設後、利用者数が増加し続けている中、地域住民などからの問い合わせ件数が増加しており、その需要に応えるべく、既存の市民農園と道路を挟んだ申請地に市民農園を増設するため、今回申請に至ったものでございます。

申請地には、6㎡の区画を54区画増設する予定であり、既存の市民農園と合わせて、3㎡の区画が31区画と6㎡の区画が137区画、計168区画となる予定でございます。

利用者の募集方法については、チラシ配布、新聞折り込み、インターネットなど、広く市民に周知することとし、申込み先着順で利用者を決定することとさせていただきます。また、利用者への貸付期間は1年間としておりますが、貸付期間の更新は可能であり、現在の継続率は5割以上とのこととさせていただきます。

貸付金額については、賃料及び基本サービス提供料が6㎡の区画で年間105,600円のほか、入会金11,000円となっており、その他オプションサービスとして、お世話代行サービス月額2,000円と栽培代行サービス1回2,000円がでございます。

また、農園内には、管理人を配置し、農園内の管理や農園利用者へアドバイスを行うことで、適切な市民農園管理を行っており、週3日から5日、1日3、4時間の勤務をしているとのこととさせていただきます。

駐車場については、農地所有者が所有する駐車場3台分とコインパーキング11台分を市民農園利用者用として確保しておりますが、現在の市民農園利用者のうち車利用者は2、3人であり、駐車場の数は足りるものと考えております。

利用マナーの面においても、引き続き周辺に影響が出ないように指導していくとのこととさせていただきます。

以上の理由から、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項各号の要件に合致していると考えますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。」

- 3) 議長は地区担当委員に意見を求めた。
- 4) 地区担当委員は、次のように述べた。

「10月8日、事務局職員とともに、現地を確認いたしました。

また、10月14日、農業委員会事務局執務室において、事務局職員とともに、申請地所有者及び開設者と面談し、事情聴取いたしました。

申請地は、蕨駅から徒歩10分程度の住宅街にあり、市道を挟んで向かい側には、事務局の説明のとおり、当開設者がすでに開設・運営しているサポート付きの市民農園「シェア畑蕨イーストファーム」があります。

この農園は立地条件に恵まれているうえ、経験豊富な菜園アドバイザーが在籍しており、また、季節ごとの野菜の種や苗、肥料、農機具は農園に完備されており、手ぶらで気楽に野菜作りができるため、好評を得ていることから、このたび、増設するに至ったということとさせていただきます。

貴重な農地の存続のために、必要と考えますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。」

- 5) 議長は第5号議案について諮ったところ、全員異議なく承認した。

10 連絡事項

- ・「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」に関する質疑応答について
- ・見沼田圃の公有地の貸し出しについて
- ・女性農業委員の取組事例報告書について

1 1 閉会

午前 11 時 53 分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第 5 回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和 2 年 1 0 月 2 8 日

議 長 (印)

署名委員 (印)

署名委員 (印)